

東邦ガス株式会社直営天然ガススタンド利用規則

圧縮天然ガス(以下、「CNG」といいます。)自動車用燃料充填カード(以下、「CNGカード」といいます。)をご利用いただく場合には、本規則に従い取引させていただきます。

第1条(契約)

- 1) 本規則に基づく天然ガス自動車用燃料取引契約(以下、「本契約」といいます。)は、本規則の内容を承諾のうえ、お客さまが東邦ガス株式会社(以下、「当社」といいます。)にCNGカードのご利用を申し込み、当社がこれを承諾し、CNGカードを発行した場合に成立します。
- 2) 契約の単位は、CNGカードの発行の単位とさせていただきます。
- 3) 当社は、お客さまに対し、本規則を記載した書面を交付する方法又は本規則を記録した電磁的記録を提供する方法により、本規則の内容を示すものとします。

第2条(CNGカード)

- 1) CNGカードのご利用の申し込みは、所定の申込用紙および車検証の写しにてお受けします(FAXでもお受けします)。
- 2) 当社がご利用の申し込みを承諾する場合、一車両につき一枚のCNGカードを発行します。
- 3) お客さまは、CNGカードを第三者に譲渡・貸与等することはできません。第三者がCNGカードを利用し、当社もしくはその他の第三者に損害を与えた場合、第8条に基づき、その損害を賠償していただくことがあります。
- 4) お客さまは、CNGカードを紛失・破損などしないよう管理・保管していただきます。
- 5) CNGカードを紛失・破損した場合、CNGカードの契約内容が変更になった場合またはCNGカードが不要になった場合は、速やかに当社へご連絡いただくこととします。
- 6) CNGカードのご利用は、当社直営CNGスタンドに限ります。
ただし、大型天然ガストラック(*別表3参照)は、当社が指定する他社経営のCNGスタンドでもご利用いただけます。

第3条(計量)

- 1) 計量は、CNGスタンドのディスペンサーに備え付けられた計量器により行います。
- 2) 計量の単位は、立方メートルとします。
- 3) 有効数字は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位とします。

第4条(CNG単価)

- 1) CNG単価の単位料金(円/m³)は別表1、2または3のCNG単価の基準単位料金に、別表4の「原料費調整による単位料金調整額」を反映させたものとします。
- 2) 当社は、当社一般ガス供給約款の改定やその他料金制度の改定等があった場合、お客さまに事前に

文書にて通知の上、CNG単価の単位料金ならびに別表4で規定する「原料費調整による単位料金調整額」の算定方法を改定することができるものとします。

3) 当社は原則として翌月に適用されるCNG単価の単位料金を前月中にお客さまに文書にて通知します。

第5条(請求)

1) 請求金額は、第3条に定める各充填の量ごとに第4条で決定した単位料金を乗じた金額を計算し、これを集計期間中合計した金額となります。

2) 集計期間は、原則として「当該月月初から当該月月末」となります。

3) 請求は原則として集計期間の月の翌月10日までに行います。

4) 一契約につき一請求書を原則としますが、同一法人の場合に限り、各営業所等に発行することも可能です。

第6条(支払)

1) 支払期限は、集計期間の翌々月末日とします。

2) お支払は、当社指定の口座に振り込んでいただきます。この場合の振込手数料はお客さまのご負担とさせていただきます。

3) 支払期限から一月が経過した後もなお支払いがない場合には、遅延利息を請求することがあります。遅延利息の割合は、一日あたり0.0274%(年率約10%)とします。(1円未満切捨て)

第7条(契約解除)

お客さまが、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、お客さまの責に帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除し、CNGカードの使用を停止することができるものとします。

① ご利用料金の支払期限の翌日から起算して30日を経過してもなお料金または遅延利息のお支払いがないとき

なお、上記事由によりCNGカードの使用を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、CNGカードの使用停止を予告する日と、使用停止する日との間に少なくとも5日間(休日を含みます。)の日数をおいて予告いたします。

ただし、支払期限前も含むご利用料金全額をお支払いいただいた場合は、本カードを再度、使用できるものとします。

② 第三者またはお客さまご自身が、仮差押え、仮処分、差押え、破産、会社更生、民事再生等の申立をおこなったとき

③ 諸法規の一に違反し、監督官庁から何らかの処分を受けたとき、またはその警告を受けたとき

④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑤ 暴力団その他の反社会的勢力であったとき、反社会的勢力に資金等を提供していると認められるとき、その他反社会的勢力を利用していると認められるとき、または暴力的行為、詐術もしくは脅迫的言辞を用いたとき

第8条(損害賠償)

- 1) お客さまがCNGカードおよびCNGスタンドのご利用に関して、自らの責めに帰すべき事由により、当社もしくはその他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償していただきます。
- 2) お客さまがCNGカードの紛失等自らの責めに帰すべき事由により、CNGカードおよびCNGスタンドのご利用にあたり損害を被った場合には、当社はその損害を賠償しません。

第9条(本規則の変更)

- 1) 当社は、本規則を、次に掲げる場合には、民法第548条の4の規定に基づいて、本規則の変更をすることにより、変更後の規則の条項について合意があったものとみなし、個別にお客さまと合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。
 - ① 本規則の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、本規則変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らし、本規則の変更が合理的であるといえるとき。
- 2) 当社は、前項の規定による本規則の変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、本規則を変更する旨及び変更後の本規則の内容並びにその効力発生時期を、事前に、当社のウェブサイトに掲載する方法により周知するものとします。

第10条(その他)

お客さまは、本規則の解釈に疑義を生じたときや本規則に定めのない事項について、当社にその説明を求めることができます。

第11条(適用期間)

本規則は2023年4月ご利用分のご請求より適用します。

付則

本規則は2023年4月1日から実施する。

最終改定 2023年4月1日

制定 平成20年6月1日

(別表3)

大型天然ガストラック向けCNG単価の基準単位料金 (消費税および地方消費税含む)

(基準平均原料価格83,350円/t)

CNG基準単位料金 (円/m ³)
113.23

* 大型天然ガストラックとは、以下に定める要件を満足する車両をいいます。

- ① 道路交通法で定める大型自動車(車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上 のいずれかに該当する自動車)であってバスを除く天然ガス自動車
- ② 平成24年2月1日以降に車検証が初度登録された天然ガス自動車

(別表4)

1. 原料費調整による単位料金調整額

原料費調整による単位料金調整額
当社の基本約款19. 単位料金の調整にもとづき算定される原料価格変動額を、「原料費調整による単位料金調整額」といたします。

2. 本規則の実施に伴う経過措置

料金算定期間の末日が2023年4月1日から2023年8月31日に属する料金に適用するCNG単価の算定に用いる平均原料価格は、基本約款19. 単位料金の調整(2)②で算定した平均原料価格の金額が133,360円以上となった場合、次の式で算定した平均原料価格を適用いたします。

平均原料価格＝133,360円

＋（基本約款19. 単位料金の調整(2)②で算定した平均原料価格の金額－133,360円）×50%

（算定結果の10円未満の端数を切り捨て）